

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年6月8日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして補足説明させていただきます。

まず、1ページ目中段、6月12日火曜日、(2)の審査会合についてでございます。こちらは特定重大事故等対処施設に係る審査のため、非公開にて開催をさせていただきます。内容といたしましては、関西電力・美浜発電所3号炉に係る審査を予定しております。

次に、その下、(3)、同日午後でございますが、審査会合の開催を予定しております。こちらの議題といたしましては、東北電力・女川原子力発電所2号炉に係る審査を予定しております。内容としては、重大事故対応に係る有効性評価、また、原子炉制御室監視測定設備などについての説明を聴取するというのを予定しております。

次に、2ページ目、6月14日木曜日、(6)でございます。第4回の震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム、こちらの開催が予定されております。議題といたしましては、記載の3点、その他を含めて4点が予定されております。

まず、議題1におきまして、これまでの会合における議論、委員等からございましたコメントについて整理を行った上で、議題2といたしまして、予備検討結果の紹介を、こちらは事務局から行い、今後の方針について議論を行うという予定でございます。

こちらの予備検討結果でございますが、ガイドに例示をされております地震動のうち、9つの地震につきまして統計的に解析を行っておりまして、その結果を紹介するという予定でございます。これらを踏まえて、より多くの地震について、今後適用していくということを検討していくということでございます。その上で、今後のスケジュールについて、検討・確認を行うと、こうした予定となっております。

次に、同じく2ページ目の下段、6月15日金曜日、(8)「平成30年度行政事業レビューに係る公開プロセス」の開催が予定されております。こちらは例年実施されておりますものでございます。対象となる事業の行政事業レビューにつきまして、外部有識者に意見をいただくというものでございます。対象事業としては、今年度は議題のところに記載がございます2件が挙げられております。

1点目といたしまして原子力安全規制広聴・広報事業、また、2点目として燃料設計審

査分野の規制研究事業、これら事業の行政事業レビューについて意見をいただくというものでございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

ちょっと素朴な疑問なのですが、東京電力の福島第一原発で労災事故が起こった案件、労災事故ではないのですが、死亡案件があって、労災ではなくて死亡案件があったとか、ただ、グレーゾーンである話が発生したりとかする場合というのは、これは規制庁に報告というのは来るものなののでしょうか。

○大熊総務課長 ちょっと私、直接報告を聞いておりませんが、基本的に1Fのサイト、それ以外の原子力施設もそうですけれども、そこで働いている方の管理、これは事業者の責任、よく御存じのとおりですけれども、事業者の責任でございますので、それが原子力施設の安全、原子力に係る事故ということになりますと、当然、私どもに報告が来るということですが、そういう形、そういう原子力事故によるものということに直接的にといいますか、明らかになっていない場合には、まず事業者において対応をするということになると思います。今回の件については、報告が来ているという話は聞いておりません。

○記者 商業炉ではなく特定原子力施設ということで、管理といいますか、廃炉等々を監視している立場だと思うのですが、そうすると、そこで起きている死亡事故、あるいはどういう形で死亡したかは分かりませんが、作業中の死亡であるとかということに関して、規制庁は目を配らせていないということではよろしいですか。

○大熊総務課長 そこが原子力施設として、特定施設という形で通常の商業炉とは異なる形、今おっしゃったとおりですけれども、原子力施設の特殊な形のものについての原子力安全としての監視、これは通常の炉以上にむしろしっかりと行っているところであります。

それが原子力施設の事故による何らかの人的な被害ということになれば、当然、報告もあるし、目配りもしていくということですが、労務管理一般に関するようなものは、私どもが直接に口を出す、監視をするということではないと。そこは事業者のほうで労務管理の中で監視していくと。これは非常に基本的なところしか申し上げておりませんが、そういうことになるということでございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—